

## 14 基準認証等

### (1) 通信端末機器等の基準認証に関する自己適合宣言制度の導入【平成14年度中に措置（結論）】

電話機やモデム等の通信端末機器の技術基準適合認定制度及びPHS等の特定無線設備の技術基準適合証明制度については、諸外国の制度との整合性を図る観点から、回収命令、罰則強化などの事後措置の拡充強化を前提とした自己適合宣言制度の導入について、引き続き対象分野の特性を踏まえて検討を行う。

### (2) 電気用品安全法に関する規制の見直し

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）は、事業者の届出に当たって、構造・材質・性能等について製品の安全確保上同様の性質を有すると認められる範囲である「型式」を単位としている。平成13年4月からは（平成11年法改正）それまで型式区分による届出が不要であった特定電気用品以外の電気用品について届出義務を付加しており、事業者の負担は増している。行政による立入検査などの事業者の調査に必要な区分等、法の目的に照らし必要最小限の規制となるよう、型式区分の記載内容の合理的な変更を検討する。【速やかに検討】

また、電気用品に関する国際的な技術基準は、技術の進展等に伴い改訂が進められており、現行の国内基準については、現在、鋭意整合化作業が行われているところであり、速やかにその整合化を図る。【平成13年度中を目途に措置】

さらに今後においても、国際基準の動向を踏まえ、タイムリーな改訂による国際整合化を図っていく。

（注）【13年度中に（一部）措置】については、及びにおける各分野の個別事項では、取り組んだ措置内容に応じ、（一部）措置済、法案提出等と記述している。